

令和4年度 水田活用の直接支払交付金単価について

令和4年4月時点

★R4年改正のポイント

- ①県及び市協議会段階の飼料用米の加算措置を変更
- ②市協議会段階に加工用米作付拡大助成を新設

■交付対象者

交付対象水田において、販売目的の交付対象作物を生産する農家・集落営農組織等

■水田活用の直接支払交付金の単価表(10a当たり)

◆県及び市協議会段階の加算措置(B及びC)については、今後の国との協議や、予算の配分・取組面積等に応じて、交付単価や技術メニュー等に変更が生じる場合があります。

交付対象作物 (水田)	国の基本単価 (A)	県段階の加算措置 (B)	市協議会段階の 加算措置(C)	農業者等への 交付単価(A+B+C)
麦	35,000 円	—	8,900 円 技術メニューあり(※1)	35,000 ～ 43,900 円
大豆	35,000 円	—	11,600 円 技術メニューあり(※1)	35,000 ～ 46,600 円
飼料作物	35,000 円	—	—	35,000 円
新規 需要 米	(収量に応じ) 55,000 ～ 105,000 円	—	—	55,000 ～ 105,000 円
		—	新 4,000 円 R4の新規・拡大分 技術メニューあり(※1)	55,000 ～ 109,000 円
		変更 R2・R3の 複数年契約継続分 6,000 円	変更 4,000 円 技術メニューあり(※1)	55,000 ～ 123,100 円
		変更 R2・R3の 複数年契約継続分 (多収品種・ほか取組) 8,100 円	—	55,000 ～ 111,000 円
		R2・R3の 複数年契約継続分 6,000 円	—	55,000 ～ 111,000 円
米粉用米	—	基幹作のみ 20,000 円	7,700 円 技術メニューあり(※1)	20,000 ～ 68,300 円
新市場開拓用米 (輸出用米等)	新 R4の 複数年契約新規分 10,000 円	生産性向上の取組 9,000 円 (※2)省力技術導入加算 21,600 円		
	—			
	—			
WCS用稲	80,000 円	—	—	80,000 円
加工用米	20,000 円	—	新 (※3) 5,000 円 R4の新規・拡大分	20,000 ～ 25,000 円
そば・なたね	—	基幹作のみ 20,000 円	—	20,000 円
重点振興作物助成	枝豆、トマト、ミニトマト、ピーマン、ニンニク		22,100 円	22,100 円
地域振興作物助成	なす、アスパラガス(※4)、玉ねぎ、きゅうり、とうがらし、セリ		15,000 円	15,000 円
高収益野菜 (拡大分)	対象 品目	にんにく、ごぼう、ながいも、だいこん、にんじん、ねぎ、えだまめ、かぼちゃ、キャベツ、ばれいしょ、アスパラガス、ブロッコリー、とうもろこし、こかぶ、たまねぎ		45,000 円
	要件	対象品目の合計面積が8a以上拡大 ※契約栽培の場合は上乗せ助成		※追加で27,000円上乗せ

※1: 市協議会段階の麦・大豆・飼料用米・新市場開拓用米は、市協議会が設定した産地交付金の生産性向上技術メニューの取組を実施することで加算対象となります。各種取組メニューは別紙2、3をご覧ください。

※2: 新市場開拓用米の省力技術導入加算は、自動水管理装置又は畦畔除去によるほ場の拡大に取り組んだ場合に加算となります。(面積要件50a以上)

※3: 国による新市場開拓に向けた水田リノベーション事業交付対象を除きます。

※4: 育成期間中のアスパラガスに限り、通常の肥培管理を行うことで交付対象とします。